

【2018 年 1 月 10 日発行】

■ 厚生労働省人事労務マガジン／第 88 号 ■

▽▼ 労働行政分野の支援や制度に関するアンケートにご協力ください ▲△

厚生労働省では、事業主の皆さまが労働行政分野の支援や制度をどの程度ご存じかをお伺いするオンラインアンケートを実施しています。（実施期間：平成 30 年 2 月末まで）

簡単なアンケート（15 問）で、上期（7～9 月）にご協力いただいた方も、再度ご回答いただけます。

結果は今後の施策検討の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

【アンケートはこちら】

<http://mhlw.vgresearch.jp/refm/>

目次

【トピックス】

1. 平成 31 年 3 月の新規大卒者等への求人の受付が始まります
～ハローワークでの求人受付は 2 月 1 日から～
2. 企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修のご案内
～障害者の雇用管理等の業務担当者を対象に実施します～
3. 広報誌『厚生労働』1 月号発売中！
4. キャリアコンサルタント検索システム『キャリアコンサーチ』のご案内
～あなたの会社でもキャリアコンサルティングを導入してみませんか～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性活躍推進に取り組みませんか？～優秀な人材の確保や職場定着につなげましょう～
- ◆ スマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」を公開しました
～データベースへの登録で、就活生などに幅広くアピールできます～
- ◆ パワハラ対策取組支援セミナーを開催しています
- ◆ 介護離職の防止に向けて「仕事と介護の両立支援セミナー」を開催します
～1 月に名古屋・大阪・福岡・広島で開催～

- ◆ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の参加者募集中！
～ポータルサイトでも詳しい情報を掲載しています～
- ◆ 現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】平成 31 年 3 月の新規大卒者等への求人の受付が始まります
～ハローワークでの求人受付は 2 月 1 日から～

平成 31 年 3 月に大学、短期大学、高等専門学校を卒業する予定の方（新規大卒者等）の就職・採用活動のスケジュールは、平成 30 年 3 月卒業予定者と同様となります（下記参照）。一方でハローワークでは、平成 31 年 3 月の新規大卒者等を対象とした求人の受付を 2 月 1 日（従来は 3 月 1 日）、ハローワークに提出された求人の公開を 4 月 1 日（従来は 6 月 1 日）に変更しますので、お知らせします。

これにより、学生が十分な業界研究・企業研究を行うことが可能となるほか、企業の皆さまも学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。

なお、ハローワークにおける新規大学等卒業予定者に対する職業紹介は 6 月 1 日（金）以降となります。求人公開後でもそれ以前に採用選考活動を行わないようご注意ください。ご不明な点は下記ウェブサイトか、お近くのハローワークにお問い合わせください。

【対象：平成 31 年 3 月の新規大卒者等】

■就職・採用活動のスケジュール

広報活動の開始 : 平成 30 年 3 月 1 日（木）

採用選考活動の開始 : 平成 30 年 6 月 1 日（金）

■ハローワークの求人受付・公開

求人の受付 : 平成 30 年 2 月 1 日（木）

求人の公開 : 平成 30 年 4 月 1 日（日）

【詳しくはこちら】

「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133086.html>

【トピックス 2】企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修のご案内
～障害者の雇用管理等の業務担当者を対象に実施します～

企業在籍型ジョブコーチとして必要なスキルの習得を目的とした「企業在籍型職場適応援助者（企業在籍型ジョブコーチ）養成研修」（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構開催）を実施します。

企業在籍型ジョブコーチとは、同じ企業に雇用されている障害のある労働者の職場適応のために、障害特性を踏まえた専門的な支援を行う人材です。

研修は、講義中心の集合研修と演習やケーススタディを中心とした実技研修の2部構成となっています。

障害者の雇用管理等の業務担当者であれば、受講いただけます。

皆さまからのお申し込みをお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

■研修時期

■募集期間

平成30年4月期 → 平成30年2月13日（火）～3月5日（月）

平成30年6月期 → 平成30年4月16日（月）～5月7日（月）

※6月以降も研修を実施します。開催予定は日程が決まり次第、速やかにお知らせします。

【企業在籍型ジョブコーチ、養成研修のスケジュール等についてはこちら】

厚生労働省ウェブサイト「障害者雇用対策（トピックス）：企業在籍型職場適応援助者養成研修のご案内」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11700000-Shokugyouanteikyokukoureishougaikoyoutaisakubu/0000188349.pdf>

【障害者雇用安定助成金のご案内】

自社で雇用する障害のある労働者に対し、企業在籍型ジョブコーチによる支援を実施した事業主に対して、助成金を支給しています。

支給額や受給要件など、詳しくは以下をご確認ください。

厚生労働省ウェブサイト「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158630.html>

【その他ジョブコーチに関する情報はこちら】

厚生労働省ウェブサイト「職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/sougaihakoyou/06a.html

【トピックス3】広報誌『厚生労働』1月号発売中！

毎月1日発行の広報誌『厚生労働』は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。1月号では、2つの特集を掲載しています。

■第1特集「技能五輪国際大会でも活躍 世界に誇る日本のものづくり技術」

2年に一度開かれる技能五輪国際大会が2017年10月に開催され、日本からも多くの若い技能者が参加し、9つのメダルを獲得しました。今回の特集では、メダリストへのインタビューとそれを支える企業側の取組の紹介に加え、2023年の技能五輪国際大会の日本招致（愛知県）に向けた動きなどを取り上げています。

■第2特集「働く・育てる・生きるの今 『厚生労働白書』から見る日本人と社会保障」

急速に少子高齢化が進むなか、日本の社会保障制度の持続可能性には危険信号がともっています。今回の特集では「社会保障と経済成長」をテーマに、持続可能な社会保障制度の実現のため、成長という視点から今後の社会保障のあり方について取り上げています。

このほか、連載記事の「キャリア形成への道」では、「グッドキャリア企業アワード2016」のイノベーション賞を受賞した「イーソル株式会社」の取組を取材しています。また、「労働時間等見直しガイドライン」や訓練給付金の拡充など、人事労務をご担当される方にご覧いただきたい情報も掲載しています。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

【トピックス4】キャリアコンサルタント検索システム『キャリアコンサーチ』のご案内 ～あなたの会社でもキャリアコンサルティングを導入してみませんか～

国家資格「キャリアコンサルタント」は、キャリアコンサルティング（労働者の職業選択、職業生活設計、職業能力開発に関する相談に応じた助言・指導）を行う専門家です。

企業でキャリアコンサルティングを導入することにより、社員の人材育成（職業能力向上）や若手社員の定着促進などに結びつくことが期待できます。

企業内でのキャリアコンサルティングやキャリアに関する研修講師などの依頼には、キャリアコンサルタント検索システム『キャリアコンサーチ』が便利です。

このシステムでは、全国約1,500人（平成29年11月末現在）のキャリアコンサルタントが情報公開しており、地域や依頼業務などを選択するだけで、簡単に検索することができます。

セルフ・キャリアドック（労働者のキャリア形成における「気づき」を促すため、定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み）の導入におけるキャリアコンサルタントを探す際にも、ぜひご活用ください。

* キャリアコンサルタントは名称独占資格であり、「キャリアコンサルタント」と名乗るためには登録が必要です。

■ キャリコンサーチ（国家資格キャリアコンサルタント Web サイト内）

<http://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/search.html>

【キャリアコンサルタントの登録申請の手続きなど詳細はこちら】

国家資格キャリアコンサルタントウェブサイト

<http://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/entry.html>

（運営：特定非営利活動法人 キャリアコンサルティング協議会）

▽▼ 中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性活躍推進に取り組みませんか？～優秀な人材の確保や職場定着につなげましょう～ ▲△

厚生労働省では、女性の活躍を推進する中小企業の取組を支援しています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の近道です。中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女性の活躍に向けた取組を始めてみませんか。

■ 中小企業のための女性活躍推進事業の内容

【女性活躍推進アドバイザーによる電話・メール相談、企業個別支援が無料】

女性活躍推進分野における企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、お電話1本でご相談・ご質問に無料でお答えします。御社の女性活躍の

状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話・メールなどできめ細かくアドバイスします。

女性の活躍に向けた取組が進んでいない、取り組み方が分からない、「えるぼし」の認定取得を考えているなど、中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、ぜひご相談ください。

メール相談 <https://www.josei-suishin.com/contact/mail.html>

企業個別訪問支援 <https://www.josei-suishin.com/contact/regular.html>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03(3456)4412（平日 9:00～17:30）

Email suishin@jaaww.or.jp

URL <http://www.josei-suishin.com>

▽▼ スマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」を公開しました
～データベースへの登録で、就活生などに幅広くアピールできます～▲△

厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や、自社の女性活躍に関する情報を公表・掲載するためのツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。

昨年12月末に、このデータベースのスマートフォン版を公開しました。これにより、就活生をはじめとした求職者や消費者、投資家などへ広く自社の取組をアピールできるチャンスが増えます。ぜひデータベースへの登録・公表をお願いします。

■データベースを利用するメリット

○自社の取組を就活生や消費者、投資家などにアピールすることができ、イメージアップにつながります。

○採用活動におけるアピールポイントになり、優秀な人材の採用につながります。

■「えるぼし」認定にはこのデータベースでの公表が必要です。

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主であることの「認定」を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。

【女性の活躍推進企業データベース】

<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

▽▼ パワハラ対策取組支援セミナーを開催しています ▲△

厚生労働省では、企業などがパワーハラスメント（以下、パワハラ）の予防や解決の取組を進める上で役立つ「パワハラ対策取組支援セミナー」を全国 47 都道府県で開催しています。

このセミナーでは、パワハラ対策の必要性は分かるが、どう取り組めばいいのか分からないといった事業主や企業のご担当者の皆さまのために、厚生労働省が作成した『パワーハラスメント対策導入マニュアル』を活用して、具体的なノウハウをお伝えします。【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

- ・ 講演

『パワーハラスメント対策導入マニュアル』の活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワハラ関係の裁判例なども解説します。

- ・ グループワーク

パワハラ対策の体制構築のためのワークシートに基づいて作業を行った上で、グループ討議を実施し、パワハラ対策の具体的な取組方法を理解していただきます。

【今後の開催予定】

- ・ 埼玉 2月19日（月）大宮ソニックシティ
- ・ 東京 2月13日（火）全水道会館
- ・ 神奈川 2月8日（木）産業カウンセラー協会神奈川支部
- ・ 山梨 2月26日（月）甲府商工会議所
- ・ 福岡 1月15日（月）福岡県教育会館
- ・ 長崎 1月16日（火）長崎市市民生活プラザホール
- ・ 熊本 1月22日（月）熊本県民交流館パレア
- ・ 鹿児島 1月23日（火）鹿児島県青少年育成県民会議

※今年度の開催は上記で全てとなります。

【申込方法や開催日程など詳細はこちら】

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

▽▼ 介護離職の防止に向けて「仕事と介護の両立支援セミナー」
を開催します～1月に名古屋・大阪・福岡・広島で開催～ ▲△

厚生労働省では、「仕事と介護の両立支援に関するセミナー」を、1月に名古屋、大阪、広島、福岡で開催します。

このセミナーでは、仕事と介護の両立支援に取り組む際に活用できる「介護支援プラン」の策定方法などを動画や演習により分かりやすくご紹介します。企業の人事労務担当者やケアマネジャー、地域包括支援センター職員の皆さまからの申し込みを、お待ちしております。【事前申込制（先着順）・参加無料】

【申込方法や詳しい情報はこちら】

<http://www.murc.jp/sp/1711/kaigoT1211/zenkoku.pdf>

【お問い合わせ先】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（委託先）

「介護支援プラン」普及研修事務局

電話 03（6733）3402（平日 10 時～17 時）

▽▼「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の参加者募集中！
～ポータルサイトでも詳しい情報を掲載しています～ ▲△

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。こうした方が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。しかし、企業で働く一般の従業員の方が障害などに関する基礎的な知識や情報を得る機会に限られています。

このため厚生労働省では、今年度から、精神・発達障害のある方と一緒に働く従業員の皆さまに、正しい知識と理解を持って精神・発達障害のある方を温かく見守り、支援する応援者（＝精神・発達障害者しごとサポーター）となっただけのよう、養成講座を全国各地で開催しています。

講座は 90～120 分程度で、精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働いた

めに必要な配慮などを学ぶことができます。この講座の受講を通じて、障害の特性や同じ職場の仲間としての日常的な配慮のポイントを学ぶことで、障害の有無に関係なく活躍できる職場づくりを進めていきましょう。多くの皆さまからのお申し込みをお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

【1月以降の開催予定】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyou/0000188517.pdf>

【出前講座の開催】

事業所単位のお申込で、講師が事業所を訪問しての「出前講座」も行っています。お気軽にお近くの労働局にお問い合わせください。

■労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyou/0000181289.pdf>

【「精神・発達障害者しごとサポーター」ポータルサイト】

受講者の声をはじめ、全国の開催予定、「出前講座」実施企業の声などを掲載しています。また、既に受講済みの方に対しては、より詳しい精神・発達障害に関する情報や研修などの情報を提供しています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai-shakoyou/shigotosupporter/index.html



現在の雇用失業情勢



12月26日に公表された11月の完全失業率は前月より0.1ポイント低下の2.7%、有効求人倍率は前月から0.01ポイント上昇して1.56倍となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201711.pdf>
(PDF : 283KB)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188816.html>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-